

○鹿角市競争入札心得

昭和62年4月15日訓令第7号

改正

平成7年4月1日訓令第9号
平成13年6月1日訓令第26号
平成21年12月16日訓令第110号
平成22年10月1日訓令第72号
平成23年8月1日訓令第80号
平成24年4月1日訓令第50号
平成24年11月27日訓令第98号
平成24年11月30日訓令第100号

鹿角市競争入札心得

(目的)

第1条 鹿角市が執行する条件付き一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、鹿角市財務規則（平成11年鹿角市規則第12号）及び競争入札制度に関し定める要綱等に定めるもののほか、この心得に定めるところによるものとする。

(一般競争入札への参加の申出)

第2条 条件付き一般競争入札に参加しようとする者は、入札公告において指定した期日までに、鹿角市競争入札等事務処理要綱（平成22年鹿角市訓令第71号）で規定する競争入札参加資格確認申請書及び当該公告において指定した書類を添え、契約権者にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 入札保証金の納付等については、別に定めるところによる。

(入札の条件等)

第4条 入札参加者は、仕様書、金額抜き設計図書、契約約款、契約の方法、入札の条件及び現場等（以下この条において「仕様書等」という。）を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書等の内容に関する質問等があるときは、設計図書等の閲覧等に係る取扱要領（平成11年鹿角市訓令第27号）の規定により行うものとする。

- 2 入札参加者は、所定の日時に所定の場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。また、所定の日時に所定の場所まで到着しない場合は、入札に参加することができない。
- 3 前項の規定にかかわらず、電子入札においては、入札参加者は、指定した日時までに電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。ただし、入札執行者の承諾を得て又は入札執行者の指示により書面で提出する場合は、前項に定めるところによる。
- 4 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させ、所定の時刻前に入札執行者の確認を受けなければならない。この場合において、代理人は、原則として、入札参加者と雇用関係にある者とする。
- 5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 6 入札参加者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造若しくは業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと、又は契約者が履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 7 入札参加者又は入札参加者の代理人は入札書を一旦提出した後は開札の前後を問わず、書換え又は撤回することができない。
- (入札の辞退について)

第5条 入札参加者は、入札書の開札に至るまでの間いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、次に掲げるところにより入札辞退届等を書面で提出しなければならない。ただし、電子入札においては、次の各号に掲げるところによるほか、電子入札システムにより入札の辞退を届け出ることができる。
- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届（別紙様式）を契約担当者に提出すること。
 - (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に提出すること。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなすなどの場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることができる。

- 2 天災、地変その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることができる。

(無効の入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金の納付又は担保の提供をしない者の入札
- (3) 入札書に記載した金額、氏名その他入札要件の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

- (4) 記名押印のない入札（電子入札システムによる場合にあっては、電子証明書を取得していない者のした入札）
- (5) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (6) 同一の入札について2以上の代理人となった者のした入札
- (7) 明らかに談合と認められる入札
- (8) 委任状を持参しない代理人（記名押印を欠く委任状を持参した者を含む。）のした入札
- (9) 予定価格を事前に公表した入札において、予定価格を上回る金額を記載した者の入札
- (10) 最低制限価格制度を適用する入札において、最低制限価格を下回る金額を記載した者の入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札
（条件付き一般競争入札における落札者の決定）

第9条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者は入札参加資格の審査の結果、入札参加資格があると判断された場合に落札者とする。

- 2 審査の結果、入札参加資格がないと判断したときは、予定価格の制限の範囲内で次順位の最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とし、入札参加資格の審査の結果、入札参加資格があると判断された場合に落札者とする。この審査は、落札者が決定するまで繰り返すものとする。
- 3 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者とする。ただし、電子入札においては、くじは電子入札システムによる抽選により行う。また、くじを引く場合においては、始めにくじにより落札候補者を決定するくじを引く順番を決め、その順番で落札候補者を決定するくじを引かせるものとする。当該入札者は、くじを辞退することはできないものとし、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 4 低入札価格調査制度による落札にあっては、入札の結果、調査基準価格を下回る価格であったとき、落札の決定を留保し、当該最低入札価格の入札をした者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて調査の上、落札候補者を決定するものとする。

（指名競争入札における落札者の決定）

第10条 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、前条第3項の規定を、低入札価格調査制度による落札にあっては前条第4項の規定を準用する。この場合に、落札候補者とあるのは落札者と読み替える。

（再度入札）

第11条 開札をした場合において、落札又は落札候補とすべき入札をした者がいないときは、直ちに又は別に日時を指定して、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札に立ち会わない入札参加者は、当該再度の入札を辞退したものとして取り扱う。

2 前項の再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

3 再度の入札を行うときは、当該再度の入札の直前における入札において第8条各号に該当することにより無効とされる入札を行った者は、以後に執行される再度の入札に参加することができない。

(随意契約)

第12条 前条の規定により再度入札を執行し、なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合で予定価格と最低入札金額との差が少差で随意契約できると認めるときは、最低入札者から見積書を徴し、予定価格の範囲内で随意契約とすることができる。

(再度の公告又は指名替え)

第13条 第11条の規定により再度入札を執行し、又は前条の規定により見積書を徴してもなお落札者又は落札候補者が決定できないときは、再度の公告又は指名替えにより改めて入札を執行する。

(契約保証金等)

第14条 契約保証金等の納付等については、別に定めるところによる。

(審査請求)

第15条 入札をした者は、入札後第4条に規定する入札の条件等及びこの心得についての不明を理由として審査請求することができない。

(共同企業体の入札参加)

第16条 共同企業体が入札に参加する場合においては、代表者があらかじめ他の構成員から入札に関する一切の権限を委任された委任状を提出し、入札に参加しなければならない。

(補則)

第17条 この心得に疑義がある場合は、入札参加者は、その疑義について入札前において質問することができる。

附 則

この要綱は、昭和62年4月15日から施行する。

附 則 (平成7年4月1日訓令第9号)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月1日訓令第26号)

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月16日訓令第110号)

この要綱は、平成21年12月16日から施行する。

附 則 (平成22年10月1日訓令第72号)

改正

平成24年11月27日訓令第98号

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月1日訓令第80号)

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成24年4月1日訓令第50号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月27日訓令第98号）

（施行期日）

- 1 この要領は、平成24年12月5日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知を行う入札について適用し、同日前に指名通知を行った入札については、なお従前の例による。

附 則（平成24年11月30日訓令第100号）

この要綱は、平成24年12月5日から施行する。

附 則（平成27年9月24日訓令第97号）

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

別紙様式（第5条関係）

年 月 日

鹿 角 市 長 様

住 所
商号又は名称
氏 名



入 札 辞 退 届

下記について指名を受けましたが、都合により辞退します。

記

（工事・委託・物品）番号：

（工事・委託・物品）名：

辞退の理由：

以上

（注）入札を事前に辞退する場合は、必ず辞退届を入札実施前までに契約検査室まで提出してください。辞退届を提出することなく、入札しなかった場合は不誠実な行為となり、注意処分又は指名停止措置の対象となりますのでご注意ください。なお、辞退届は郵送でも受付しますが、入札実施まで間に合わない場合は、必ず契約検査室まで連絡してください。